

規制の事前評価書

1. 政策の名称

英文開示の範囲拡大

2. 担当部局

金融庁総務企画局企業開示課

3. 評価実施時期

平成 23 年 3 月 10 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現状

我が国において有価証券報告書の提出が義務付けられている外国会社、外国政府、外国ファンド等（以下「外国会社等」という。）が提出する「継続開示書類」（有価証券報告書、半期報告書等）については、外国の法令等に基づき、外国で開示されている継続開示書類に類する書類で英語により記載されたものの提出をすることが認められている。

② 問題点

現状、外国会社等による英文開示制度の利用は極めてわずかなものにとどまっている。

英文開示制度が、十分利用されていない理由として、外国会社等は、有価証券の募集又は売出しの段階で「発行開示書類」として日本語による有価証券届出書等の作成が義務付けられており、その後提出する「継続開示書類」については、当該有価証券届出書の“発行者情報”に関する部分^(注)を基に作成することができるため、「継続開示書類」について、あえて英文開示を行う必要性がないことが指摘されている。

(注) 有価証券届出書は、有価証券に関する情報（“証券情報”）及びその発行者に関する情報（“発行者情報”）により構成される。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

我が国証券市場における上場外国会社数は平成 3 年の 127 社をピークに減少しているが、上場外国会社の存在は、我が国投資者の投資機会を

確保する観点から重要であり、また、「アジアの主たる市場（メイン・マーケット）」の実現に不可欠である。また、今回、規制の改正を行わない場合には、当該社数は現状と同様、低迷したままとなる可能性が高いため、我が国の投資者の投資機会の増加による我が国の経済の活性化及び国民金融資産の運用の拡大が図られないおそれがある。そのため、外国会社等が我が国証券市場に上場しやすい環境を整備するため、投資家保護に十分配慮しつつ、英文開示の対象となる開示書類の範囲を拡大するとともに、英文開示を行うための要件等の見直しを行うことが適当である。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第5条第6項～第9項、第7条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第13条第2項、第24条の5第15項～第19項

(3) 規制の新設又は改廃の内容

外国会社等が提出する「発行開示書類」（有価証券届出書等）及び「臨時報告書」について、外国において英語により開示されている場合には、英語により作成されたものの提出を可能とする。

その際、発行開示書類のうち、“発行者情報”については、英語により作成されたものの提出を可能とするが、“証券情報”については、投資者の投資判断に重要な情報であり、金融商品の販売に当たり金融商品取引業者が説明責任を果たす上で重要な素材であることに鑑み、日本語により作成されたものの提出を必要とすることとする。

5. 想定される代替案

外国会社等が提出する「発行開示書類」及び「臨時報告書」について、外国において英語により開示されている場合には、英語により作成されたものの提出を可能とする。

その際、「発行開示書類」の“証券情報”及び“発行者情報”のいずれについても、英語により作成されたものの提出を可能とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

外国会社等が「発行開示書類」の“発行者情報”部分及び「臨時報告

書」を日本語で作成するための翻訳に係る費用が削減される。

② 代替案

外国会社等が「発行開示書類」及び「臨時報告書」を日本語で作成するための翻訳に係る費用が削減される。

(2) 行政費用

① 本案

英文開示の対象とする開示書類の範囲拡大により、上場外国会社等の増加が見込まれ、それにより「発行開示書類」及び「臨時報告書」の受理業務に係る費用が増加する。

また、「発行開示書類」及び「臨時報告書」の受理に際し、英文により記載された内容が法令の規定により記載されているか審査するための費用が発生するほか、当該書類に虚偽記載等があった場合には、課徴金等の行政処分や刑事罰の対象とされることから、これらの開示書類の虚偽記載等に係る調査等の費用が発生する。

② 代替案

「発行開示書類」の“証券情報”についても、英語により記載されたものの提出を可能とすることから、本案と比べて更に上場外国会社等の増加が見込まれ、それにより「発行開示書類」及び「臨時報告書」の受理業務に係る費用が増加する。

また、「発行開示書類」及び「臨時報告書」の受理に際し、本案と比べて、英文により記載された内容が法令の規定により記載されているか審査するための費用がより多く発生するほか、当該書類に虚偽記載等があった場合には、課徴金等の行政処分や刑事罰の対象とされることから、これらの開示書類の虚偽記載等に係る調査等の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特になし。

② 代替案

発行体の信用力が高くても発行する有価証券が複雑な仕組みになっている場合、英語による「発行開示書類」の提出により、英語を理解でき

ない投資者が、投資判断を行う上で重要な情報について十分理解しないまま、募集・売出しが行われた有価証券を購入してしまう可能性があり、投資者保護に支障を及ぼすおそれがある。

また、通常の子債や株券等の場合であっても、本国で“発行者情報”が既に開示されているが、我が国で初めて有価証券の募集・売出しを行う場合の販売局面においては、“証券情報”は投資者にとって当該有価証券の投資判断を行うために確認すべき重要な内容が含まれた情報であり、証券会社が説明責任を果たす上で重要な素材であることから、日本の様式に従った日本語による作成が行われない場合には、適切な販売勧誘が行われない可能性があり、投資者保護に支障を及ぼすおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

英文開示の対象となる開示書類の範囲を「発行開示書類」及び「臨時報告書」に拡大することで、外国会社等が我が国証券市場に上場しやすくなり、我が国投資者の投資機会が拡大するとともに、我が国証券市場の「アジアの主たる市場（メイン・マーケット）」の実現が可能になると考えられる。

② 代替案

代替案においては、「発行開示書類」における“発行者情報”のみならず“証券情報”についても、英語により作成されたものの提出を可能としていることから、本案と比べてより一層外国会社等が我が国証券市場に上場しやすくなり、我が国投資者の投資機会がより拡大するとともに、我が国証券市場の「アジアの主たる市場（メイン・マーケット）」の実現が可能になると考えられる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

英文開示の対象とする開示書類の範囲を「発行開示書類」及び「臨時報告書」に拡大することにより、当該開示書類の受理業務に係る行政費用が発生する。

一方、「発行開示書類」及び「臨時報告書」の作成に要する遵守費用が削減されるほか、我が国金融商品取引所への上場外国会社数の増加は、我が国投資者の投資機会を拡大することとなり、ひいては、我が国証券市場の

「アジアの主たる市場（メイン・マーケット）」の実現を可能にするといった便益が発生する。この遵守費用の削減と便益の増加は、上記行政費用を上回ると考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案では、遵守費用の削減及び便益の増加の度合いは本案より上回る事となる。

一方、行政費用は代替案が本案を上回るほか、投資者の投資判断に重要な情報であり、金融商品の販売に当たっての金融商品取引業者の説明責任の観点からも重要である“証券情報”についても英語により記載されたものの提出を可能としていることから、投資者保護に著しい支障を及ぼすおそれがあり、それによる社会的費用は本案より上回る事となり、これらを総合的に判断すると本案による改正が適当である。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融庁・開示制度ワーキング・グループ報告「英文開示の範囲拡大について」（平成22年12月17日公表）において、英文開示の範囲拡大については、「現行英文開示制度の利用が極めてわずかなものにとどまる中、同制度を適確に見直していくことが必要であり、投資家保護に十分配慮しつつ、現在英文開示の対象となっている有価証券報告書等の継続開示書類とともに、有価証券届出書等の発行開示書類及び臨時報告書を一体として対象とすることにより、英文開示全体として利便性を向上させることが適当である。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。